

「ごみ集積所整備費等補助金」申請書類の変更について

本補助金の申請手続を一部変更（簡素化）しましたのでお知らせします。

◆申請できる方

廃棄物減量等推進員、区長、自治会長又はごみ集積所利用者の代表者

（推進員、区長、自治会長が申請する場合は、複数箇所をまとめて申請することができます。）

◆補助対象経費

ごみ集積所（前年度に補助を受けたごみ集積所を除く）の維持管理に係る以下の経費

- ①ごみ集積所の設置及び修繕に要する経費
- ②ごみの散乱を防止するために使用するネットの購入費
- ③ほうき、ちりとりその他ごみ集積所の清掃に使用する用具の購入費
- ④その他市長が必要と認める経費



【注意】令和6年度に補助金の交付を受けた集積所につきましては、令和7年度には申請できません。

◆補助金の額

購入金額（税込）の半額（100円未満切捨）

※限度額は、ごみ集積所1か所あたり年間3,000円です。

◆申請受付期間

令和8年3月31日まで

◆申請から補助金交付までの流れ

購入品が以下のもの（太枠内）に限り見積書の提出が不要になりました。

1	対象用品の購入（申請者） なお、下記の対象経費については事前相談、 <u>見積書</u> は不要です。 (1)ダストボックス、結束バンド、フック、ブルーシート (2)防鳥ネット (3)ほうき、ちりとり ※補助対象の確認などについて、電話による事前相談も承ります。 ※上記に記載のないものは購入前に相談してください。（購入前の申請が必要になります。）
2	「申請書」、「実績報告書」および「請求書」の3点を提出（申請者→久喜市） 【添付書類】 (1)領収書の写し (2)集積所の位置図 (3)ごみ集積所の写真（購入したものと一緒に写るように撮影してください。） 【提出先】 ・久喜市役所本庁舎 環境経済・教育分室 ・菖蒲行政センター 資源循環推進課 ・栗橋行政センター 総務・人権係 ・鷺宮行政センター 総務・人権係
3	補助金の交付（久喜市→申請者）
4	「補助金交付決定通知書」および「補助金額確定通知書」を送付（久喜市→申請者）